

令和 6 年 6 月 27 日

報道機関 各位

辰野町
町長 武居 保男

小野区太陽光発電についての町長の声明

1. 小野地区にて設置が計画されていた太陽光発電事業につきましても、町が条例を改正したことにより、30kw以上の施設については、地区の同意や町長の許可が必要ということになりました。
2. これにより、事業を計画していた業者は、条例に抵触しないよう、各土地を小分けして、30kw以下で実施する計画を立て、条例第6条に基づく申請等の手続きを無視することを考えていました。
3. このようなやり方は、条例の規制をかいくぐる脱法的なやり方であり、町としては、断固反対し、顧問弁護士に依頼し、業者に対して、全面撤去の要請をしてきました。
4. その結果として、業者は町の条例の趣旨を理解してくれ、小野地区からの完全撤退を約束してくれることになりました。
既に、令和6年5月31日付けで、町と業者とは完全撤退の合意書を締結しております。
5. 以上の次第で、今回、皆さまに公表する運びとなったものです。
6. いずれにしても、今回、法的措置を取らないで、業者が町の意向と条例の趣旨を理解してくれ、完全撤退を決定してくれたことについては、議会の後押しと、地元の皆様方の太陽光発電施設の建設反対のエネルギーのお陰であると考えております。
7. なお、これまで、町の顧問弁護士が調査して、業者と撤退について合意した経緯を発表させます。